

会 議 録

会議の名称	行田市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	平成19年6月28日(木) 開会；午後1時30分・閉会；午後3時25分
開催場所	行田市役所3階 307会議室
出席者(委員)氏名	蔭山好信、鷲尾祐喜義、森田純之助、飯田日出朗、雲田武一、武笠勇、横田夏代、川鍋典子、高橋利恵
欠席者(委員)氏名	
事務局	猪野塚総務課長、小林主幹、片寄主査、岡野主事
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行田市個人情報保護条例改正の結果について ・ 平成18年度行田市情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について ・ 個人情報取扱業務の届出関係について ・ その他
会議資料	<p>(資料名・概要等)</p> <p>行田市個人情報保護条例新旧対照表抜粋</p> <p>平成18年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況</p> <p>平成18年度情報開示請求(申出)受付処理簿</p> <p>市報ぎょうだ3月号抜粋(6ページ)、7月号 等</p>
その他必要事項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
猪野塚課長	開会に先立ち担当職員の紹介及び傍聴について説明。 傍聴者なしを報告。
小林主幹 会長	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 (1) 行田市個人情報保護条例改正の結果についてを議題とする。 事務局に報告を求める。
事務局	行田市個人情報保護条例改正について審議会での審議終了後の経過(検察庁協議、12月議会上程・議決、4月施行等)及び資料1を基に検察庁協議に伴う変更点を報告。
会 長	質疑を問う。
会 長	質疑が無いようなので、(2)平成18年度行田市情報公開及び個人情報保護制度の運用状況についてを議題とする。 事務局に報告を求める。
事務局	資料2の平成18年度 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況を基に、実施状況について報告並びに行田市情報公開条例第27条及び行田市個人情報保護条例第36条の規定に基づき市報等により公表する旨を報告。追加として、参考資料により、大量請求等の公開制度の現状について報告。
会 長	質疑を問う。
委 員	申請によって受付から決定までの期間に開きがあるのはなぜか。
会 長	事務局に説明を求める。
事務局	請求者については、受付から15日以内に決定することとされており、行政情報の内容によっては、1日2日で決定しているものである。また、申出者についても準じることとなっているが、大量請求により、開示する行政情報の準備に時間がかかるものについては、申出者の了解のもと決定までの期間を延長し

<p>委員 会長 委員 会長 事務局</p>	<p>ているものがある旨説明。 了承。 他に質疑があるか問う。 手数料は現在いくらなのか。手数料の値上げをしているのか。 事務局に説明を求める。 情報公開制度による公開について、手数料は無料となっている。 写しの交付を求められた場合は、写しの作成費用として、A3サイズまでが1枚10円、それを超える大きさとなるものは相当の額を、実費として徴収することとなっている。 写しの作成費用の値上げは行っていない。また、特定の制度の中で、閲覧・写しの交付が行われている場合は、手数料条例に定めているものがある旨説明。</p>
<p>委員 会長 委員 会長 事務局 委員 会長</p>	<p>了承。 他に質疑があるか問う。 他市町村で、営利目的での申請等について、公開できない(しない)条例を定めているところはあるか。 事務局に説明を求める。 現時点で把握している範囲ではない旨説明。 了承。 他に質疑があるか問う。</p>
<p>事務局 会長 委員</p>	<p>質疑がないので、(3)個人情報取扱業務の届出関係についてを議題とする。 事務局に報告を求める。 行田市個人情報保護条例の施行後5年を経過するとともに、機構改革による課名・所掌事務の変更及び今回の改正に伴う罰則規定の制定等から、市で取り扱っている個人情報について見直し・確認を行うとともに、届出一覧表を作成した旨報告。 質疑を問う。 小学校の届出件数が8件となっているが、16校あるのになぜか。</p>

<p>会 長 事 務 局</p>	<p>事務局に説明を求める。 小学校については、取り扱っている個人情報の業務が、共通していることから、1校分の件数を記載したもの。 また、中学校についても同様の措置をした旨説明。</p>
<p>委 員 会 長</p>	<p>了承。 他に質疑があるか問う。</p>
<p>委 員 会 長</p>	<p>廃止の定義について 事務局に説明を求める。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>個人情報取扱業務届出書には、業務が終了したときを廃止として届出することとなっている旨説明。</p>
<p>委 員 会 長</p>	<p>了承。 他に質疑があるか問う。 質疑がないので、(4)その他を議題とする。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局に報告を求める。 市報3月号による個人情報保護に関する啓発の実施、市に寄せられた苦情相談、後期高齢者医療制度に伴う市区町村システムの導入、委員の任期満了等及び行田市情報公開条例・行田市個人情報保護条例の解釈と運用の配布について報告。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>質疑を問う。 後期高齢者医療制度の広域連合とはどういうものか、また、個人情報保護条例に抵触しないのか。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>事務局に説明を求める。 埼玉県後期高齢者広域連合は、埼玉県内すべての市町村(70市町村)で構成される地方自治法上の特別地方公共団体である旨、また、データの送付については、法律により定められていることから、行田市個人情報保護条例第7条第2号に該当する旨説明。</p>
<p>委 員 小 林 主 幹</p>	<p>了承。 4 閉 会</p>